

# 判例研究

## 〔商法 六四九〕 権利能力なき社団の構成員による決議の効力

千葉地裁令和五年二月二六日判決  
令和四年(ワ)第一七三七号、会員総会決議取消等請求事件、請求一部  
認容  
2023WLJPCAI1166001

### 〔判示事項〕

一、形成訴訟について定めた条項については法律上の明確な規定がなければ適用し得ないため、権利能力なき社団の会員（構成員）による本件各決議については、一般社団法人法又は会社法の規定の類推適用による取消しを求めるとはできない。

二、会員総数一二六七名のうち一五八名への招集通知を欠いた点、および、法人会員二六三名につき法人の住所に招集通知が発送されなかつた点は、いずれも本件各決議を無効ならしめる程度の重大な手続上の瑕疵である。

### 〔参照条文〕

一般社団法人法二六六条一項、会社法八三一条

### 〔事 実〕

Y（被告）は、いわゆる預託金会員制のゴルフ場（以下「本件ゴルフ場」という）の会員によって組織され、本件ゴルフ場の経営主体であるA社の運営をサポートする団体である。Yは、過去におけるA社との訴訟の最高裁判決（最判平成一四・六・七民集五六卷五号八九九頁）により、民事訴訟法二九条に基づく当事者能力が認められた、いわ

ゆる権利能力なき社団に該当する。X (原告) は、Y の法人会員である。

本件ゴルフ場のクラブハウスの建替えの協議をめぐり、A 社と Y の関係が悪化する中、令和四年七月一日開催の Y の理事会において、同年八月二日に定時会員総会 (以下「本件総会」という) を開催する旨の決議がされた。これを受けて、Y は、会員総数一二六七名のうち会員名簿に住所が記載されていた一一〇九名に対して、本件総会の招集通知を發した。また Y は、会員のうち法人会員二六三名については、法人の住所ではなく、会員名簿に住所の記載のある、法人に属する特定の自然人 (記名会員) の住所に招集通知を發した。その背景には、本件総会以前は A 社が Y に代わって会員に招集通知を發していたのに対し、本件総会については、Y 自身が招集通知を發するため、会員情報の提供を A 社に求めたが、A 社がそれに応じなかったという事情があった。

本件総会は、会員本人出席四六名、委任状出席三七八名として開催され、①前年度主要事項の報告・承認の件、②令和三年度クラブ運営収支決算、令和四年度クラブ運営収支予算の件、③理事・監事選任の件、④新年度クラブ運営に関する件について決議がされた (以下「本件各決議」と

いう)。これに対し、X は、本件総会の招集手続に重大な瑕疵があることなどを理由に、本件各決議の取消しまたは無効確認を求める本件訴えを提起した。

## 〔判旨〕

請求一部認容。

一 「決議取消しの訴えのような形成の訴えは、従前の法律関係に変動を生じさせる判決を求める訴えであって、これを認めることは、裁判所に対して判決によって一方的に当事者間の法律関係を變動させる権限を与えることを意味するのであるから、法律に明確な規定がある場合に限り許容されると解するのが相当である。」「X は、本件には一般社団法人法二六六条一項又は会社法八三一条が類推適用されるべきであると主張するところ、確かに、一般社団法人法の規定には、権利能力なき社団に類推適用されるものがあり得ることは否定することができないけれども、少なくとも形成訴訟について定めた条項については法律上の明確な規定がなければ適用し得ない。」「一般社団法人法又は会社法の規定の類推適用により本件各決議の取消しを求めることはできない。」

二 「本件各決議……のうち、少なくとも、② (令和三年

度クラブ運営収支決算、令和四年度クラブ運営収支予算の件」及び④（「新年度クラブ運営に関する件」の点は、今後のクラブ運営収支が令和三年度クラブ運営収支決算及び令和四年度同予算を前提に作成されていくこと）②、XもYの法人正会員として、本件ゴルフ場の運営に関わっていくところ、Yは、YとA社は、本件ゴルフ場の運営を巡って対立状態にあるが、XはA社の実質的オーナーと通じている旨主張しており、同主張を前提にすれば、XとYとの間においても、本件ゴルフ場の運営を巡り、争いが生じるおそれがあるといえること④からすると、本件各決議の効力を確認することは、本件各決議の効力を巡って派生するおそれのある紛争を抜本的に解決するために適切かつ必要であると認められる。「本件各決議の無効を確認するについて、確認の利益があると認められる。」

三「招集通知の欠缺に至った経緯は、何ら会員には関係のない事情であって、招集手続に瑕疵があるとの……判断を左右するものとは認められない。」「法人会員については、議決権行使の主体は法人であり、その前提となる会員総会の招集通知も法人に対して送付すべきといえるから、記名会員に対して招集通知がされた本件においては、その招集手続に瑕疵があるというべきである。」「Yの会員のうち一

五八名への招集通知を欠いた点……及び法人会員二六三名について、記名会員の個人住所に招集通知が発送されている点……は、いずれも、会員としてYの運営に関与する手段として最も重要ともいえる議決権の行使に直結する重大な瑕疵である。：仮にこれらの招集通知が適正にされていれば、本件各決議の採決の結果が異なった可能性も否定することができない。……本件各決議の手続上の瑕疵は、本件各決議を無効ならしめる程度の重大なものであると認められるのが相当であり、かかる結論は、……本件各決議の内容の重要性を踏まえても、左右されないというべきである。」

## 〔研究〕

### 一 はじめに

本件ゴルフ場は預託金会員制組織のものであり、経営主体はA社であるが、会員を構成員として組織された、いわゆる権利能力なき社団であるYがその運営をサポートしている。こうした例は、預託金会員制のゴルフ場によくみられるものである。また、ゴルフ場の法人会員については、法人に属する自然人すべてに利用を認める方式（無記名会員式）と特定の自然人にのみ利用を認める方式（記名会員式）があるところ、本件ゴルフ場は後者の方式をとってい

るようである。

本件で争われたのは、Yの構成員（本件ゴルフ場の会員）によって行われた本件各決議の効力である。この点について、Xは、本件訴えを提起して、①一般社団法人法二六六条一項もしくは会社法八三一条の類推適用に基づく取消し、または、②無効確認を求めた。これに対し、本判決は、①については請求を棄却する一方、②については、確認の利益を肯定した上で、本件各決議には無効原因が認められるとして、請求を認容した。以下、順次取り上げて検討することしよう。なお、筆者は、すでに別稿で本判決について取りあげたものの（久保田安彦「判批」ジュリス ト一五九六号（二〇二四年）二頁）、紙幅の制約上、検討することができなかった問題が少なからず残ったこと、および、その中にはこれまであまり議論されてこなかった興味深い問題が含まれていることから、本稿で改めて本判決を取り上げることにした次第である。

ところで、本件では、Yが反訴として、Xによる本訴の提起は不当な目的でされたものであることを理由に不法行為に基づく損害賠償請求をしている。これに対し、本判決は、Xの本訴請求には理由があり、Xが主張した権利法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものでないことは明らか

であるため、Xによる本件本訴の提起は不法行為を構成しないとして、Yの反訴請求を棄却している。こうした判示は妥当であり、特に検討すべき点は見当たらないため、本稿では割愛することにした。

## 二 一般社団法人法・会社法上の決議取消訴訟に関する規定の類推適用の当否

本件でまず問題にされたのは、本件各決議につき、決議取消しの訴えに関して定める一般社団法人法二六六条一項または会社法八三一条（以下「会社法八三一条等」という）が類推適用されるか否かである。かかる類推適用を主張したのは原告であるXであり、被告であるYはその主張を争うという構図になっている。これはおそらく、本件各決議の瑕疵を争うに当たり、無効確認の訴えによる場合は確認の利益の存否が問題となるのに対し、会社法八三一条等の類推適用が認められれば、Xは訴えの利益の存否を争う必要がなくなるため、その点ではXにとって有利に（Yには不利に）作用すること、その一方で、本件訴えは会社法八三一条等が定める提訴期間内に提起されているため、会社法八三一条等の類推適用が認められることによって提訴期間の制限が課されても、その点はXに不利に働かない

ことによるものである。

さて、前記の問題につき、本判決は、形成訴訟に関して定めた条項は法律上の明確な規定がなければ適用し得ないため、類推適用もあり得ない旨を述べる（判旨一）。なお、マンシヨンの管理組合総会決議の効力が争われた事案につき、同様の判示をする裁判例として、東京地判平成二二年八月二七日2010W1JPC A08278029がみられる。ただし、同裁判例では、被告側が提訴期間の経過を理由とした訴え却下を主張したため、形成訴訟に関して定めた条項の類推適用の可否が争われたという経緯があり、その点で本件とは事情が異なる。

それでは、前記のような本判決の理由付けは妥当であろうか。この点について、形成訴訟に関して定める条項の類推適用がおよそ許されないわけではないと考えられるため、本判決の前記の理由付けだけでは十分な説得力を有しないように思われる。すなわち、たとえば、判例（最判平成二四・四・二四民集六六卷六号二九〇八頁、最決平成二五・一一・二一民集六七卷八号一六八六頁）は、新株予約権の行使による株式発行の無効につき、株式発行無効の訴えに関する規定（会社法八二八条一項二号・二項二号）の類推適用を認めている。また学説上も、法律関係の安定を図る

観点から、提訴期間の制限に服せしめるのが妥当であることなどを理由に、前記判例と同様に解する見解が有力である（相澤哲ほか編著『論点解説新・会社法』（商事法務、二〇〇六年）二一七頁、久保田安彦『企業金融と会社法・資本市場規制』（有斐閣、二〇一五年）一八二頁〜一八三頁など）。このように実質論として形成訴訟に関して定める条項を類推適用することが妥当である場合は、かかる類推適用も認められてよいべきである。

そうすると問題は、実質論として、権利能力なき団体の構成員による決議につき、決議取消しの訴えに関して定める会社法八三一条等を類推適用することが妥当かどうかである。仮に会社法八三一条等の類推適用が認められれば、訴えの利益の存否が基本的に問題にならない一方、決議の日から三か月以内という提訴期間の制限が課されるとともに、同条一項各号所定の事由が取消事由とされることになる。

この問題を検討する際の出発点とすべきは、権利能力なき団体の実態は多様であり、どのような場合に構成員による決議の効力を否定することが構成員の利益保護に適うか、また、決議をめぐる法律関係の安定をどれほど図る必要があるか、ひいては、決議の瑕疵を争うことができる期間を

制限すべきかといった点が、株式会社や一般社団法人の場合以上に事案ごとに大きく異なり得ると考えられることである。この点について、閉鎖的な株式会社や一般社団法人と、権利能力なき社団とは、実態としてあまり変わらなという見方もあるかもしれない。しかし、閉鎖的な株式会社も株式会社である以上は営利法人であり、また、一般社団法人にも利益の獲得を目的とするものが少なからず含まれているところ、それらの法人は、株主総会決議・社員総会決議に基づく対外的な取引を反復継続して行うため、一般的な傾向として、提訴期間の制限を課すことによつて決議をめぐる取引の安全を図る必要は比較的大きいと考えられる。これに対し、権利能力なき社団は利益の獲得を目的としないことが通例であるため、前記のような一般的な傾向はみられず、権利能力なき社団の実態や事案ごとの状況によつて、決議をめぐる取引の安全を図る必要がどれほどあるかは大きく異なるものと想定される。さりとて、事案ごとに、裁判所が会社法八三一条等を類推適用するか否かを決するというのが妥当でないであろう。なぜなら、権利能力なき社団の構成員が決議の瑕疵を争う機会をなるべく保障することが望ましいところ、そのような観点からは、とりわけ提訴期間を制限する場合は、そのことをなるべく

構成員が事前に認識できることが必要であり、事後的にいわば不意打ち的に裁判所が提訴期間を制限すること（それも決議の日から三か月以内という短い期間に制限すること）は避けたほうがよいと考えられるからである。

そうであれば、権利能力なき社団の構成員による決議については、一律に会社法八三一条等の類推適用を否定し、決議の瑕疵を争う訴えを一般の無効確認の訴えとすることにより、提訴期間の制限を課すことなく、確認の利益が認められる限りは訴えの提起を認めることにした上で、決議の効力を否定するか否かについても、瑕疵の内容・程度や、決議をめぐる法律関係の安定を図る必要の大きさなどを総合的に考慮して決する（詳細については後記五参照）というように、ケース・バイ・ケースで柔軟な処理をしたほうが妥当な解決につながりやすいし、それで何か別の問題が生じるとも考えにくい。このように考えると、本判決が会社法八三一条等の類推適用を否定したこと自体は妥当である。

### 三 一般社団法人法・会社法上の決議無効確認訴訟に関する規定の類推適用の当否

本判決は、権利能力なき社団の構成員による決議の無効

確認の訴えにつき、会社法または一般社団法人法における決議無効確認の訴えに関する規定が類推適用されるか否かについては言及していない。ただし、権利能力なき社団の構成員による決議の場合であっても、無効確認の訴えに係る請求認容の確定判決については、対世効は認めないと法律関係の錯綜を生じさせることが多いと考えられる。そのため、法律関係の錯綜を回避し、法律関係の画一的処理をする観点からは、請求認容の確定判決の対世効を定める一般社団法人法二七三条または会社法八三八条の類推適用は認められると解すべきであろう。この点に関連して、最判昭和四七・一一・九民集二六卷九号一五一三頁も、明文の準用規定を設けていない法人についても、株主総会決議の無効確認の訴えに係る請求認容の確定判決の対世効を認める規定（平成一七年改正前商法二五二条）を類推適用することは必ずしも許されないことではない旨を判示しているところである（同様の見解に立つものとして、林史高ほか「新・類型別会社訴訟一八 会社関係訴訟の手續をめぐる諸問題（五）」判例タイムズ一五二二号（二〇二三年）四七頁参照）。

他方で、一般社団法人法・会社法上、組織に関する訴訟における被告を定めた規定と対世効はセットになっている

と理解されるため（岩原紳作編『会社法コンメンタール（一九）』（商事法務、二〇二一年）三五九頁〔本間靖規参照〕、前記のように対世効を認めるとした場合、被告適格を定める規定も合わせて類推適用するのが素直である。したがって、権利能力なき社団の構成員による決議の無効確認の訴えについては、被告適格を有するのは一般社団法人・会社である旨を定める一般社団法人法二六九条四号または会社法八三四条一六号が類推適用され、権利能力なき社団のみが被告適格を有すると解した上で、そのことを前提に、前記のような一般社団法人法二七三条または会社法八三八条の類推適用が認められると解される（そのような解釈をとる裁判例として東京地判平成二五・六・一九判タ一四一七号三四八頁参照）。

残る問題は、本判決のような立場に立つ場合において、権利能力なき社団の構成員の決議につき、決議無効原因となるのは決議内容の法令違反に限られる旨を定める一般社団法人法二六五条二項または会社法八三〇条二項（以下「会社法八三〇条二項等」という）が類推適用されるか否かである。この点について、本判決は、手續上の瑕疵が重大であることを重視して、本件各決議が無効であると判示しているため、会社法八三〇条二項等の類推適用はないこ

とを前提としていると理解される。

こうした本判決の見解は、実質論としても妥当である。すなわち、一般社団法人法・会社法は、瑕疵ある社員総会決議・株主総会決議の効力につき、瑕疵の種類に応じて三つの処理（①無効、②取消、③不存在）を用意している。

①②③は相互に関係しており、たとえば①無効の原因が決議内容の法令違反に限定されているのは、それ以外は②③で処理することが前提となっているというように、①②③はいわばパッケージ化されていると理解できる。本判決はこのうち②に関する類推適用を否定した。前記のようなパッケージ化の理解を前提すると、本判決のような立場に立つ限り、決議無効原因となるのは決議内容の法令違反に限られる旨を定める一般社団法人法二六五条二項または会社法八三〇条二項の類推適用も否定されると考えるのが素直であろう。また、実際問題として、権利能力なき社団の構成員の決議の場合は、そもそも決議内容の法令違反というのはあまり想定しにくいいため、それに無効原因が限定されると、決議が無効とされることもほとんどないことになるという問題もある。

以上のことからすると、本判決の立場に立つ場合は、権利能力なき社団の構成員による決議の効力を争う訴えは、

一般の無効確認の訴えに一本化されることになる。その結果、提訴期間の制限は課されず、確認の利益が認められる限りは訴えの提起が認められるとともに、決議の無効原因も決議内容の法令違反に限られないことになる。問題は、決議の無効原因の有無について具体的にどのように判断すべきかであるが、これについては後記五で取り上げることになしたい。

#### 四 本件訴えの確認の利益の存否

本判決は、本件各決議に係る無効確認の訴えにつき、確認の利益を肯定した（判旨二）。たしかに本判決が述べるのとおり、認定事実を鑑みると、少なくとも本件各決議の一部については、その効力を確認することが派生するおそれのある紛争を抜本的に解決するために適切かつ必要であると認められるため、確認の利益は肯定されてよいであろう。ただし他方で、判旨二が、本件各決議のうち①（前年度主要事項の報告・承認の件）および③（理事・監事選任の件）に言及していない理由は判然としない。判決文には表れていないが、それらの決議については実質的な争いがなかったという事情があるのかもしれない。



## 五 本件各決議の無効原因の有無

次いで本判決は、手続上の瑕疵が重大であることを重視しつつ、決議の内容の重要性をも考慮して、本件各決議は無効であると判断した(判旨三)。決議の効力を判断するにあたり、瑕疵の重大さに着目するアプローチを採用するものといえる。こうしたアプローチを前提にすると、①会員総数一二六七名のうち一五八名への招集通知を欠いたこと、および、②法人会員二六三名につき法人の住所に招集通知が發送されなかったことは、いずれも重大な瑕疵であると評価できるため(②については改めて最後に取りあげる)、本件各決議は無効であると解される。

本判決は、決議内容の重要性も考慮しているが、具体的にどのような形で考慮したのかは必ずしも明らかではない。この点に関連して、本件のXは、東京地判平成三〇・三・二七LLJ/DB0731572では、「建物管理組合の総会の決議の効力が争われたのに対し、裁判所は、招集通知を欠く手続上の瑕疵があり、それが極めて軽微な瑕疵とはいえないため、決議は無効であると判示したところ、その際、招集通知の欠缺の程度が軽微か否かについて、決議内容の重要性も斟酌して判断しているとした上で、本件各決議についても、その内容が極めて重要であることを主張している。

本判決が決議内容の重要性を考慮したのは、こうしたXの主張に応えたものであるとみるのが素直であろう。

ただし、本来、手続上の瑕疵の重大さと決議内容の重要性との間には、直接的な関係はなく、別個の考慮要素であると考えられる。なぜなら、手続上の瑕疵の重大さは、決議に係る構成員の重要な権利(出席権や議決権など)を行使する機会を侵害したか、および、当該事案において決議の結果に重大な影響を及ぼしたとみるべきかによって判断されるべきものである(会社法八三一条二項参照)と理解されるからである。本判決が「かかる〔手続上の瑕疵が本件各決議を無効ならしめる程度の重大なものであるという〕結論は、……本件各決議の内容の重要性を踏まえても、左右されない」といった判示をしたのも、前記のような理解に立った上で、本件各決議の内容の重要性を手続上の瑕疵の重大さの判断要素に積極的に取り込もうとしたのではなく、仮に決議内容の重要性を斟酌したとしても結論は変わらない旨をいわば補足的に述べたものにすぎないとみることができるといえる。

ただし、前記のことは、決議の無効原因の有無を具体的に判断するに当たって、決議内容の重要性を考慮すべきでないことまでは意味しない。先に触れたように、手続上の

瑕疵の重大さとは別個の要素として考慮するのであれば問題は無いと考えられるからである。たとえば、構成員の利益に重要な影響を及ぼす決議であるという意味で、成立した決議の内容が重要である場合において、手続上の瑕疵があるときは、たとえその手続上の瑕疵の重大さが比較的小さいとしても、構成員の利益を保護する観点から、決議無効原因が認められるとする判断が妥当性を持つことも十分にあり得るであろう。この点については、株式会社の株主総会決議の効力を決する場合は、決議内容の重要性は考慮されていないのに、なぜ権利能力なき社団の場合は考慮するのかという疑問が呈されるかもしれない。しかし、会社法上は、基本的に重要事項が株主総会の法定決議事項とされているために、株主総会決議の場合は、通常、決議内容は重要であるのに対し、権利能力なき社団の構成員による決議の場合は、そもそも法定決議事項がないこともあり、株主総会決議の場合とは状況は異なるといえる。

ところで、これまで縷々述べてきたように、本判決は、決議の無効原因の有無を判断するにあたり、瑕疵の重大さを重視するアプローチを採用しているところ、そもそもそうしたアプローチが妥当か否かは問題になり得る。なぜなら、それとは別のアプローチとして、株式会社の瑕疵ある

取締役会決議の効力に関する解釈のように、重大な瑕疵に限らず、何らかの瑕疵があれば特段の事情がない限り無効とすること（最判昭和四四・一二・二民集二三卷一二号二三九六頁、最判平成二八・一・二二民集七〇卷一号八四頁など参照）も考えられるからである。

しかし、権利能力なき社団の構成員による決議の効力については、権利能力なき社団の実態の多様性を踏まえて、ケース・バイ・ケースでの柔軟な処理をすることが望ましいところ（前掲二参照）、そのような観点からは、本判決のようなアプローチにも相応の合理性が認められる。また、そのような観点からは、重大な瑕疵に限らず、何らかの瑕疵があれば特段の事情がない限り無効とするアプローチをとる場合でも、決議の結果に対する影響に着目しながら「特段の事情」を比較的柔軟に認めるといふ処理をすることが妥当である。そして、そのような処理をする場合には、本判決のアプローチとの実質的な違いはあまりないと考えられるから、その意味でも、本判決のアプローチでも問題はないといえる。

なお、最後に、法人会員に対する招集通知の發送先の問題を取りあげることにはしたい。Yは、法人会員に対する招集通知を法人の住所ではなく、法人会員の記名会員の住所

に送付した。しかし、法人会員の記名会員は当該法人に属する自然人のうちゴルフ場の利用が認められたものにはすぎない。本判決が述べるとおり、あくまで本件総会における法人会員の議決権行使の主体は法人である以上、招集通知も法人の住所に送付すべきものであるため、法人の住所ではなく、記名会員の住所に招集通知を送付することは本件各決議の瑕疵となる。この点について、たとえば記名会員が法人の代表者である場合のように、当該記名会員の住所に招集通知を送付することにより、事実上、法人による議決権行使の機会が確保されることもあり得る。そのため、仮にそのことが主張・立証されるときは、本件各決議の瑕疵の重大さを低下させる要素になる。しかし、本件ではそのような主張・立証がされていない以上、本判決が判示するとおり、法人会員二六三名につき法人の住所に招集通知が發送されなかつたことは、本件各決議を無効ならしめる程度に重大な瑕疵であると解される。

久保田 安彦